

新型コロナウイルス感染症 に関するお知らせ

園保健所保健予防課 ☎428-1152

◆富山市帰国者・接触者相談センターの 電話番号が変更となりました

相談体制を拡充し、新型コロナウイルス感染症に関する一般的な疑問や不安なども受け付けます。
気軽に相談してください。

富山市帰国者・接触者相談センター

☎461-7511

受付時間 / 8:30~17:15(土・日・祝を除く)

※受付時間外は、緊急の連絡先電話番号の案内
メッセージが流れます。

◆高齢者インフルエンザ予防接種券 を送付します

冬期の新型コロナウイルス感染症との同時流行を防ぐため、高齢者へのインフルエンザ予防接種を今年度に限り全員無償化します。

対象者 接種日現在の年齢が満65歳以上の方

接種期間 令和3年1月31日(日)まで

費用 無料

対象者には、10月初旬に予防接種券と予診票、医療機関名簿を郵送します。予防接種券と予診票を持参の上、指定医療機関で接種を受けてください。

※心臓、腎臓、呼吸器の機能障害または、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害で、身体障害者手帳1級の交付を受けている方は満60歳から接種可能です。

※期間中に対象年齢になる方や、9月4日以降に転入された方は、接種券の発行に申請が必要となりますので問い合わせてください。

10月17日(土)~23日(金)は

薬と健康の週間です

園保健所地域健康課 ☎428-1155

○「かかりつけ薬局」「かかりつけ薬剤師」をもちましょう

かかりつけ薬局・薬剤師が薬の情報を一元的・継続的に把握することで、複数の診療科を受診している場合でも、薬の飲み合わせ(相互作用)や重複を確認してもらうことができ安心です。薬を適切に使用するためのアドバイスを受けられるほか、副作用や飲み間違いなどで困ったときにも相談できます。

なお、医療機関や薬局に行くときは「お薬手帳」を持参しましょう。

○セルフメディケーションで元気な毎日を

セルフメディケーションとは、自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすることです。日頃から健康の維持増進や病気の予防に取り組みましょう。また、薬を購入するときは薬剤師や登録販売者に相談し、薬の名前・効能・副作用・飲み合わせ・注意事項などをよく理解して安全に使しましょう。

×違法薬物は絶対に使用してはいけません

覚醒剤、大麻、危険ドラッグなどの違法薬物は、体や心に害を及ぼす非常に危険なものです。また、依存性が強く、一度でも使用するとやめられなくなります。薬物の影響により交通事故を起こしたり、他人に危害を与えたりするなど、薬物の乱用は本人の問題だけではなく、周りの人や社会に重大な影響を与えます。



▲薬と健康の週間ポスター

薬についての詳細は、厚生労働省ホームページ(「おくすりe情報」または「薬物乱用防止に関する情報」で検索)をご覧ください。

10月10日(土)は

目の愛護デーです

図保健所地域健康課 ☎428-1153

近年、パソコンやスマートフォンなどの使い過ぎによるドライアイや、目の疲れ・かすみなどの症状を訴える人が増えていきます。また、成人の失明原因の第1位である緑内障も増加傾向にあります。

大切な目を守るため、定期的に検診を受け、目に優しい生活を心掛けましょう。

■ 緑内障とは

眼圧が上昇して視神経に障害が起こり、視野が狭くなる病気です。40歳以上の20人に1人が緑内障であると言われており、自覚症状がないまま進行し、失明に至ることもあります。早期に発見し、治療を開始すれば、進行を抑えることができます。

■ 緑内障検診を受けましょう

対象／国民健康保険の加入者やその家族などで、今年度45歳、50歳、55歳になる方

※対象の方には受診券を送付しています。

受診期間／12月28日(月)まで 実施機関／市内の指定医療機関

※指定医療機関の一覧など詳細は、受診券に同封されている案内か、市ホームページ(「健康診査・がん検診」で検索)を確認してください。

緑内障危険度チェック

1つでも当てはまる場合は注意が必要です。

- 強度の近視または遠視である
- 家族に緑内障の人がいる(いた)
- 眼圧が高いと指摘されたことがある
- 糖尿病などの生活習慣病にかかっている
- 電球などの光の周りに虹が見える
- 過労や過度のストレスを感じている
- 片目を閉じると、視界の一部が暗く見えたりかすんだりする

障害者を虐待から守りましょう

図障害福祉課 ☎443-2207

障害者虐待防止法では、虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合、速やかに通報することが義務付けられています。その通報が、障害者を虐待から救う大きな一歩となります。連絡した人が特定されないよう、秘密は厳守します。



障害者虐待相談窓口

☎443-2004

◆ 障害者への虐待が起こりうる場所

【 家 庭 】 障害者の生活の世話や金銭の管理などを行っている家族や親族、同居人による虐待

【 施設など 】 障害者福祉施設や障害福祉サービスの事業所で働いている職員による虐待

【 職 場 】 障害者を雇用する事業主などによる虐待

◆ 虐待の種類

身体的虐待

身体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。また、正当な理由なく身動きがとれない状態にすること。

性的虐待

無理やり(または同意に見せかけ)わいせつなことをしたり、させたりすること。

心理的虐待

侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること。

経済的虐待

本人の同意なしに財産や年金、賃金などを使うこと。また、正当な理由なく必要な金銭などを渡さないこと。

放棄・放任(ネグレクト)

食事や入浴、洗濯、排泄^{はいせつ}などの世話や介助をほとんどせず、心身を衰弱させること。また、同居人による虐待を知りながら放置すること。